

世界津波の日高校生サミット実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、世界津波の日高校生サミット実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道（以下「サミット」という。）及びその関連事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として設置する。

(業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) サミット及び関連事業の企画及び運営に関すること
- (2) サミット及び関連事業のPRに関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 実行委員会の構成団体は、別表1のとおりとする。ただし、設立以降、入退会の申出があった団体については、この限りではない。

- 2 実行委員会の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 入退会の申出があった場合は、会長は、これを総会に諮らなければならない。
- 4 委員に異動があった場合は、その後任者をもって委員とみなす。この場合において、当初の委員は、速やかに会長に報告しなければならない。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
 - (2) 会長代行
 - (3) 副 会 長
 - (4) 監 事
- 2 会長は、北海道知事をもって充てる。
 - 3 会長代行は、北海道副知事をもって充てる。
 - 4 副会長は、北海道教育委員会教育長をもって充てる。
 - 5 監事は、奥尻町長をもって充てる。

(役員 の 責 務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長代行が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員 の 任 期 は、実行委員会が解散するまでとする。

(総会)

第8条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 3 総会は、会長、会長代行、副会長、監事及び委員をもって構成し、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 第3条に掲げる事業の計画
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 5 委員は、総会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は議長その他の委員に表決

を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 7 会長は、必要に応じて、総会に委員以外の者を出席させることができる。
- 8 会長は、開会が困難な場合は、書面によって会議の議決に代えることができる。

(幹事会)

第9条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、実行委員会の運営に関して、必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、別表3の幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。
- 5 幹事会の議案は、出席幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところとする。
- 6 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名するものがその職務を代理することができる。
- 7 幹事会には、必要に応じて、幹事以外の者を出席させることができる。
- 8 幹事長は、開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第10条 会長は、会議で議決すべき事項について、会議を招集するいとまがないときは、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを委員に速やかに報告し、承認を求めなければならない。

(財務)

第11条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(解散)

第13条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

(その他)

第14条 委員は、下記に該当してはならない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）、又は暴力団の構成員と認められる者
 - (2) 法令又は公序良俗に反する者
 - (3) 実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある者
 - (4) 実行委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
 - (5) その他会長が不相当と判断する者
- 2 委員が前項に該当すると会長が判断した場合は、役員会に諮り、退会させることができる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年(2019年)5月24日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

団体名
北海道
北海道教育委員会
札幌市
札幌市教育委員会
釧路市
釧路市教育委員会
奥尻町
奥尻町教育委員会
倶知安町
浜中町
浜中町教育委員会
洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会
十勝岳ジオパーク推進協議会

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

所属	職名	備考
北海道	知事	会長
北海道	副知事	会長代行
北海道教育委員会	教育長	副会長
札幌市	市長	委員
札幌市教育委員会	教育長	〃
釧路市	市長	〃
釧路市教育委員会	教育長	〃
奥尻町	町長	監事
奥尻町教育委員会	教育長	委員
倶知安町	町長	〃
浜中町	町長	〃
浜中町教育委員会	教育長	〃
洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会	会長	〃
十勝岳ジオパーク推進協議会	会長	〃

別表3（第9条第3項関係）

所属	職名	備考
北海道	総合政策部長	幹事長
北海道	総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室長	幹事
北海道	総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室参事	〃
北海道	総務部危機対策課防災教育担当課長	〃
北海道	総合政策部国際局国際課国際交流室長	〃
北海道教育委員会	総務政策局教育政策課長	〃
北海道教育委員会	学校教育局高校教育課長	〃
北海道教育委員会	学校教育局参事（生徒指導・学校安全）	〃
札幌市	まちづくり政策局政策企画部政策推進課長	〃
札幌市教育委員会	児童生徒担当課長	〃
釧路市	総合政策部都市経営課長	〃
釧路市教育委員会	学校教育部総務課長	〃
奥尻町	地域政策課長	〃
奥尻町教育委員会	事務局長	〃
倶知安町	総務課長	〃
浜中町	企画財政課長	〃
浜中町教育委員会		
洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会	事務局長	〃
十勝岳ジオパーク推進協議会	事務局長	〃